

特別家事審判規則

昭和22年12月29日 最高裁判所 規則 第16号

特別家事審判規則の一部を改正する規則

平成20年11月11日 最高裁判所 規則 第19号

改正前

改正後

- 目次 -

施行日：平成21年 3月 1日

目次
第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 任意後見契約に関する法律に規定する事件（第三条-第三条の十六）
第三章 戸籍法に規定する事件（第四条-第十七条）
第三章の二 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する事件（第十七条の二-第十七条の五）
第三章の三 厚生年金保険法等に規定する事件（第十七条の六-第十七条の九）
第四章 児童福祉法に規定する事件（第十八条-第二十条）
第四章の二 生活保護法に規定する事件（第二十条の二-第二十条の六）
第五章 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する事件（第二十一条-第二十三条）
第六章 破産法に規定する事件（第二十四条-第三十条）
◆追加◆
附則

目次
第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 任意後見契約に関する法律に規定する事件（第三条-第三条の十六）
第三章 戸籍法に規定する事件（第四条-第十七条）
第三章の二 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する事件（第十七条の二-第十七条の五）
第三章の三 厚生年金保険法等に規定する事件（第十七条の六-第十七条の九）
第四章 児童福祉法に規定する事件（第十八条-第二十条）
第四章の二 生活保護法に規定する事件（第二十条の二-第二十条の六）
第五章 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する事件（第二十一条-第二十三条）
第六章 破産法に規定する事件（第二十四条-第三十条）
第七章 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する事件（第三十一条-第三十四条）
附則

- 本則 -

施行日：平成21年 3月 1日

◆追加◆ ◆追加◆
◆追加◆

第七章 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する事件
(管轄)
第三十一条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第八条第一項の規定による同法第四条第一項の規定による合意（同法第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあつては、同法第四条第一項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意）についての許可に関する審判事件は、同法第三条第二項に規定する旧代表者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

- 本則 -

施行日：平成21年 3月 1日

◆追加◆

(申立ての方式)
第三十二条 前条の許可の申立てをするには、中小

企業における経営の承継の円滑化に関する法律
第七条第一項の確認をしたことを証明する経済
産業大臣の作成した書面（当該確認に係る合意
の内容が明らかにされたものに限る。）を差し
出さなければならない。

- 本則-

施行日：平成21年 3月 1日

◆追加◆

（遺留分の算定に係る合意の許可審判の告知）
第三十三条 第三十一条の許可の審判は、当該許可
に係る合意の当事者の全員に告知しなければなら
ない。

- 本則-

施行日：平成21年 3月 1日

◆追加◆

（即時抗告）
第三十四条 第三十一条の合意の当事者は、同条の
許可の申立てを却下する審判に対し即時抗告を
することができる。
2 前項に規定する者（申立人を除く。）は、第三
十一条の許可の審判に対し即時抗告をすること
ができる。

- 改正法・附則・題名- ～平成20年11月11日 最高裁判所 規則 第19号～

施行日：平成21年 3月 1日

◆追加◆

附 則（平成二〇・一一・一一最裁規一九）

- 改正法・附則- ～平成20年11月11日 最高裁判所 規則 第19号～

施行日：平成21年 3月 1日

◆追加◆

この規則は、中小企業における経営の承継の円滑
化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）
附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日
（平成二十一年三月一日）から施行する。